

GHG確認方法の追加について

2024年9月

一般社団法人農産資源認証協議会

-
- 1 一般社団法人農産資源認証協議会の規格基準につきましては、昨年10月独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において「認定スキーム」の整備がなされました。これにより、「認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」という項目満たし、昨年11月の第26回バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、PKSの持続可能性を確認できる第三者認証としてご承認いただきました。
 - 2 今年度は、本スキームがPKSについてライフサイクルGHGを確認できる認証スキームであることについて、本WGにてご評価をいただきたく存じます。
 - 3 本認証スキームにおける、ライフサイクルGHG確認手法については、規格上、「個別計算値」による方式のみを採用しておりましたが、先般行われました規格検討委員会により、「既定値」による確認方式を追加いたしました。

-
- 4 また、「個別計算値」による確認を行う場合は、認証機関にISO14065の認定を要する旨を要求事項に追加いたしました（「既定値」の認証機関に対する要件であるISO17065の認定は、従前の規格で既に要求事項として記載済み）。
 - 5 以上の対応をいたしておりますので、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。
 - 6 また、今後については、新規燃料及び輸入木質バイオマスにおいても本スキームで対応できるよう、規格策定・改訂を進める予定です。随時各燃料についても、持続可能性確認、ライフサイクルGHG確認の評価を打診いたしたく考えております。

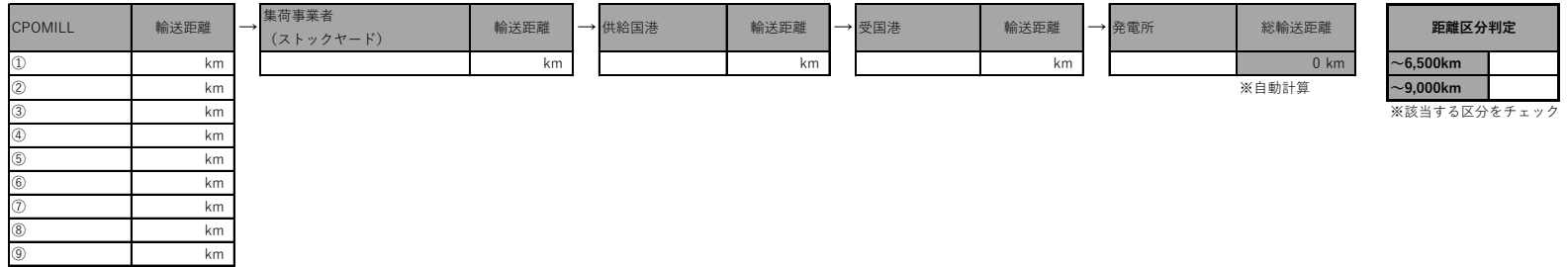
GHG関連改訂：ST01 PKS認証制度：要求事項（申請組織）

既定値の追加

旧	新
<p data-bbox="208 393 676 429">4.2. GHG 排出量の算定方法</p> <p data-bbox="208 487 956 655">申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づきGHGを算定しなければならない。算定範囲は、CPOミル以降から発電施設までとする。</p> <p data-bbox="208 706 801 749">1) JIA「LCA ワークシート(PKS)」Rev.1.1</p>	<p data-bbox="994 393 1462 429">4.2. GHG 排出量の算定方法</p> <p data-bbox="994 487 1742 655">申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下の手法のいずれかに基づきGHGを算定しなければならない。算定範囲は、CPOミル以降から発電施設までとする。</p> <p data-bbox="994 706 1742 880">1) 個別計算値方式:FIT・FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG計算方法に準拠することを前提として、JIA「LCA ワークシート(PKS)」により算出</p> <p data-bbox="994 888 1742 1106">2) 既定値方式:既定値(下記、経済産業省により公開される排出原単位値)を元に、「ARC-GHG算定ワークシート(既定値方式)」により算出 (「FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値」 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html))</p>

(参考) ARC-GHG算定ワークシート (既定値方式) (抜粋)

輸送距離区分判定



※CPOMILL~ストックヤードまでは最大輸送距離から選定
 ※必要に応じてCPOMIL欄を追加
 ※輸送距離は地理情報・シッパーデータで確認

船便サイズ判定

船便サイズ区分判定	
HandySize	
SupraMax	

※契約伝票で確認

ライフサイクルGHG規定値判定

単位：g-CO₂eq/Mj-PKS

既定値 2024年3月現在		船便判定結果	
		HandySize	SupraMax
輸送距離区分	~6,500km	10.93	7.43
判定結果	~9,000km	14.63	9.79

※該当既定値にメッシュ

※https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

GHG関連改訂：ST03 PKS認証制度：要求事項（第三者審査機関） 認証機関の力量に係る要求

旧	新
<p>1. 資格 1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、一般社団法人農産資源認証協議会が定めるIAF(国際認定フォーラム)メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。</p> <p>.....(略)</p>	<p>1. 資格 1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC17011:2017「適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項」に適合し、IAF(国際認定フォーラム)国際相互承認協定(MLA) Level3 (ISO/IEC 17065)に署名した認定機関によりISO/IEC17065:2012「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たすことを認定された第三者審査機関であること。</p> <p>.....(略)</p> <p>3) 個別計算値方式によりGHG算定を行う場合、認定機関によりISO/IEC14065「環境情報を妥当性確認及び検証する機関の一般原則及び要求事項」の要求事項を満たすことを認定された第三者審査機関であること。</p>